

韓国側文書に見る日韓国交正常化交渉

第四回 大村収容所、北朝鮮帰還事業、そして個人請求権

翻訳・解説／李 洋秀

〔解説〕

これまで掲載して来た韓国側が公開した日韓会談文書の紹介は今回で一旦終了するが、第二回目に紹介した『金・大平メモ』や、第一回目の『久保田発言』によって会談が決裂する様子などは、この問題に関心のある人なら、誰もが知る程度は既に知っていたものと思う。しかしさすがに生の会議録だけあって、そこで飛び交う罵声に近いようなやり取りは、どんな文学作品も及ばないほどの緊迫したものであり、また既に公開された文書等からは想像もつかない、政府担当者の本音等もあちこちで垣間見られる。

そして日韓会談文書の公開問題において最近起きた最大の出来事と言えば、「絶対に公開しない」と頑なな態度を守って来た日本政府外務省が、まだ一部とはいえ公開に踏み切ったことである。三月二十八日に第四次会談本会議事録を全面開示し（登録番号 七〇八）、四月二七日当時の外交資料の公開を始めた。〔日韓会談文書・全面公開を求める会〕ホームページより。<http://www.7b.biglobe.ne.jp/nikkan/nihon/nkokai/nihon.html>

またこの資料を始め、私がこれまで訳してきた数千頁の原稿がインターネット上で公開され、誰でも簡単に閲覧できるようになったのも嬉しいし、めでた。 (<http://www.7b.biglobe.ne.jp/nikkan/honyaku/honyaku.html>)

日本の植民地から解放され、大韓民国が建国してまだ数年も経っていない一九五一年か

ら始まった日韓会談だが、当時は日本もまだ戦後の焼け野原の中、配給も足りず、日本人も窮乏のどん底だったが、在日朝鮮人はそのまた下の社会の最低辺の貧困層を成していた。

〔資料〕

「第一次韓日会談（一九五二、二、一五―四、二二）在日韓人の法的地位委員会会議録、第一―三六次、一九五一、一〇、三〇―一九五二、四、一」（登録番号八一）
五九頁

在日韓僑法的地位分科委員会第二次会談
一九五一年一月三十一日（水曜日）午後二時
一三分開会

出席者 日本側 代表田中光男、委員平賀健太、今井実、参観佐治誠

韓国側 兪鎮午、金東祚、金泰東、全斗銖、金永周

「生活貧困者」日本側から生活貧困者の標準は、生活保護法の適用を受け「国又は地方（公共）団体の負担になる者」で全然正確な数字を把握できないが、推算全居留民の一割と見ている。即ち約五万五〇〇〇名だが、これは名古屋が一人に一人、下関が四人に一人、岩国が五人に一人、東京江東区が二二人に一人なのだが、平均比率を算出すると下関のように韓人四人の一人が貧困者ということ、は、共産党活躍が甚だしい地域なので、多くの韓人を動員して受け取らせた後、共産党費にしているもので実情とは相異なるから、実

在の貧困者はもつと減少し少数と推測される。また現在、生活保護法による手当を受ければ韓国に追放されるという理由から、返還、辞退が始まった事実が有る。大体で生活保護法は外国人には適用されない故に、在日韓人の韓国国籍が確認されれば適用されないもので、もしも既得権を主張して継続支給を受けるなら強制退去の対象になるだろう。

強制退去に関しては次の会議で、以下のようなり取りがある。

七二頁 在日韓僑法的地位分科委員会第三次
会談 一月二日(金) 於けるDS/SC
A P

兪鎮午代表・強制退去は一九四五年八月一日以後合法に入国して居住する者、又は今後入国する者に対して出入国管理令に依つて可だが、(中略)、一九四五年八月九日以前居住者に入国管理令を適用すれば貧困者が多数だろうが、これは日本に入国する前から追放の対象になっているもので、過去徴用の対象で渡日して来たのだから日本側の負担であり、日本側としては困難なものと思料されるが、戦後に失職したものを今になって強制退去させるといふことは美しくないことだ。(中略)

日本側代表田中は、「日本は少数民族を引き受けることになり、強制退去もできず、自国民でもない数十万の人を引き受けるのは重大な問題だ」と言った。

兪鎮午代表は、「悪質者を退去させるのは良い」と言及した。

委員会では在日の差別状況も取り上げられ、日本側のウソを見破られずそのまま過ぎてしまう。事実は「司法修習生」になるのに国籍条項があつて、在日には門戸が固く閉ざされていた。在日の中から初めて弁護士が誕生したのは一九七七年三月、二六年も後の故金敬得弁護士だった。

一八六頁 第一次在日韓僑法的地位分科委員会 一月二日(木) 午後三時八分

韓国側から弁護士はどうか、特に過去に日本の法律によつて日本の弁護士になる資格を持った韓人が、今後日本で弁護士開業を希望する時はどうか質問したところ、

日本側から、全く法的に制限するものがない、弁護士は外国人だからと差別取扱をしないので、従来の弁護士は勿論、有資格者は今後も「司法修習生」(以前「司法官試補」)を経習すれば開業できるし、司法書士等も外国人でも従業できるという答弁があつた。(中略)

公務員法は日本国籍を要件にしていない。法務府としては解釈と意見がまちまちだが、大体「公権力の行使を随伴する職場を内容とする官職の公務員は、外国人が就業できない」という意見が有力だといふもので、現在在日韓国人で日本国家公務員の者は一名もなく、ただ地方公務員として二〇〇名ほど韓人がいるが、ほとんど教員という説明があつた。

朝鮮半島では一九四八年半島南部だけでの単独選挙に反対し、済州島では四・三蜂起事件が起き、戦争まで勃発する。大量の難民が知人親族を頼つて日本に密航したが、そういう人たちが収容されたのが長崎県の大村収容所だった。

〔資料〕

「第二次韓日会談(一九五三、四、一五―七、二三) 国籍及び処遇分科委員会 会議録、第一一六次、一九五三、五、一三―一六、一九」(登録番号 四六一)

二八頁 国籍処遇分科会議一九五三年五月二二日自午前一〇時一〇分至同一一時四〇分 日本外務省会議室四一七号室

出席者 韓国側 洪璉基、林松本、辛澈善、韓奎永、日本側 久保田貫一郎、鶴岡千仞、鈴木政勝、池川正良、重光晶、廣田楨、人見神原、林、佐治誠

(拘束処分の合法性如何について)

韓国側から、「一般的に人を拘束するといふことは重大な処分なのに、司法処分も經由せずに単なる行政処分で、個人の身体の自由を一年以上も、または無制限に拘束するといふことは、まず日本の憲法で許容された人権思想に背馳すると思わないのか」と聞くと、

日本側は、「行政処分を取つたとしても、日本憲法第三一条に規定された社会の公益、または公共の福祉ために取つたものなので憲法に違反しないし、また長い間拘束すること

の立場(抄) 一九五九年七月一日

一、一九五九年一月三〇日日本の外務大臣藤山愛一郎は、彼らが強制労働者として酷使した多数の在日韓人を、共産治下に追放しようとする一方的な決定を発表した。この発表はその間休会中だった韓日会談を再開し、同問題とその他の主要問題に関して討議しようとする準備している時に行われたものである。

二、一九五九年四月一三日日本は日本赤十字社の名前を借りて、この集団追放の画策に關して共産北韓傀儡とジュネーブで交渉を開始した。交渉が進展するに従って日本は中立的な機関の監視にはまったく関心がなく、ただ彼らの画策が集団的な強制追放だという事実を隠し通し、彼らの非人道主義を隠蔽するための仮面として、国際赤十字社を利用したことがあることが現れた。

三、在日韓人の問題は、類例を見るのが難しい独特な問題である。日本が(植民地として)韓国を占領した一九〇五年から一九四五年の期間中、約二〇〇万人の韓国人が日本に移住することを強要されたが、彼らのほとんどは日本が連合国と侵略戦争をしている間に移住したのである。一九四二年から一九四五年に至る間だけでも約五二万人の韓国人が日本に連れて行かれ、軍需工場で強制労役に従事した。一九三九年に九六一、五九一人だった彼らに在日韓人は、一九四四年には一、九三六、八四三人に増加し

た。一九四五年日本が降伏した後約一三四万名の韓国人が現在の大韓民国の地に送還されたが、彼らは過去数年間の強制労働の代価や財産上の損失、または彼らが受けて来た不当な待遇に対して何の補償も受けられないで送還されたので、残る約六〇万人の韓国人は日本に残る道を選んだのである。

四、一般的な移住民とか外国人の地位に関しては相当確立した国際法があるが、在日韓人の事情はどのカテゴリーにも属さないもので、彼らは移住を強要され、また強制労働者として利用されただけでなく、日本で出生した日本人と同等の地位を付与しなかったのは、日本は彼らを日本国民として看做したからだ。したがって一九五二年日本が独立を回復した後には、彼らを特別に優待しなければならなかったのにも拘わらず、日本政府は却って雇用、教育、厚生、法律適用、一般社会生活その他、すべての面でわざと差別待遇をしたのだ。

五、大韓民国は在日韓人の自発的意思による個別的送還は受け入れる方針を一貫して来たが、日本は彼らに補償金を支払うべきというわれわれの提議を討議する代わりに、可及的多数の韓国人を共産治下に追放することに決定したのである。

六、正常的な外交方式では、日本はこの追放問題を掲げて出ることはできなかった。日本が大韓民国との会談を放棄して、共産主義者たちと取引を開始するということは、

国際礼讓と既に締結した協定に違反する行為である。

七、日本は在日韓人を共産治下に送還することは、「人道主義的」な問題だからと主張する。しかしひとつ面白いのは、このようないわゆる「自由意志による送還」を遂行するために、日本政府が日本円一億三〇〇〇万円(約三六万ドル)の巨額を支出する用意を備えているという事実と、このいわゆる「送還計画」を彼らの閣議で決定したという事実である。

八、このような日本の新しい「人道主義」はわれわれに、日本の植民地時代、日本に渡って行った四〇万余りの韓国の農夫たちを思い起こさせる。日本は一九二三年の東京大震災の時、数十万の韓国人を大量虐殺した事実と、過去数年間に罪名も裁判もなく、またいつ釈放されるという希望も与えず、数多くの韓国人を強制収容所閉じ込めて置いた事実に対しても、弁明だけを仕事にして来たのだ。

九、しかし同追放計画は、初めから日本外務省、法務省及び厚生省関係たちにより操縦されたが、日本国内ではこの点をためらうことなく認めながら、対外的にはそうではないと主張しているのである。

一〇、双方代表間で既に仮調印されたという同協定は、国赤の役割に対して規定する所がなく、国赤の介入と承認という荒唐無稽な話は、すべて日本の創作によるもので、

日本はいつでも一方的な宣言で国赤の介入を忌避できるのである。

一一、それ以外にも日本が隠れ蓑として使うのは、人権宣言とその居住地選択の自由に関する条項である。同人権宣言は決して人間を共産主義に追い払うことを弁明するのに使われてはならない。誰でも一度共産主義の治下に入れば、再びそこを離れる自由がなく、これは同宣言が補償しようとする自由とは正反対のものだ。休戦協定も自由意志によらず人々を共産治下に送還することを禁止しているという点だ。これにより罪のない人たちが自由世界を仕方なく離れなければならなくなり、このような強制手段に対して彼らは何の保護も得られなくなるだろう。

一二、日本は多くの在日韓人たちが共産北韓に帰る、彼らの意思を「自由」に表したと言いが、北韓に行くという韓国人がお金で買収されたり、嘘で騙され、または脅迫を受け、あげくには署名を強要されたという事実は、日本側消息通が既に証言したことがある。

ここでもうひとつ注意するべき点は、彼らに在日韓人の九七%が南韓出身者であったり、または南韓に居住する人たちの子女だという点であり、またごく少数に過ぎない北韓出身者たちも、彼らが北韓で暮らしていた時、共産主義治下で暮らしていたのではない。このように彼らは共産主義に対し

て何も知らないもので、ほとんどの場合、追放を政治的や地理的な意味において「送還」とは考えられないのである。

一三、日本は現在北韓の共産主義者たちが彼らの軍事力、または労働力を維持するための人的資源の激しい不足で喘いでいるという事実をわざと無視しているが、共産主義者たちの人的資源が増強するということは、大韓民国と東北アジアにおいての自由世界の防衛に重大な脅威になるものだ。

北韓共産軍の兵力が強化すること、同時に日本に対する脅威も増加することを意味するのは、とても皮肉なことだ。

一四、日本は不法入国した韓国人が北韓から来たのか、南韓から来たのかも聞かないでいる。北韓に入ろうとするスパイたちは危険な非武装地帯の山を越えて行くより、日本へ行ってそこから北韓に入ろうとするだろう。

一五、日本の追放計画は、韓半島においての大韓民国の主権を否定するもので、また国際連合がその侵略を追い出し、国際連合によって国際的な強盗徒党という非難を受けた、北韓傀儡を承認する第一歩を踏むのと同じことなのである。

一六、日本は数十万の韓国人を、ほとんどは強制的に奴隷制度下に送ろうと策動しているのだ。彼らは人道的な動機という嘘の弁明だけを日常にしているが、日本政府は北送画策が韓日間の友誼と協調に対するわれ

われの希望を根本的にぶち壊すことだと、よく知っている。日本は両国間に存在する色々な問題と意見の差異を調整する意思がまったくないだけでなく、進んではこの国の主権と国土を侵害する隠れた計画と野望を描いていると断定せざるを得ないのである。

しかし当時韓国政府を支持する在日朝鮮人は非常に少数で、日本の左翼、右翼、政府、マスコミは皆北朝鮮賛美の一色で染まった。この間の事情をオーストラリア国立大学のテッサ・モーリス鈴木教授が今年二〇〇七年発行の『北朝鮮へのエクソダス』（朝日新聞社）という本で明らかにしているが、その中には筆者が帰国船に乗るために新潟の日赤センターまで行った経緯が詳しく書かれている。

北朝鮮帰国への嵐は当初企てた日本政府、赤十字、また世界の共産主義陣営の勝利と自画自賛した北朝鮮当局や総連側の期待を大きく上回るものだった。ここに至って韓国政府も、これまでの在日に対する政策が完全に裏目に出たことを認めざるを得なくなった。

「第五次韓日会談予備会談、一般問題一九六〇一六一」（登録番号 七一六）

二三頁 「韓日関係当面問題対策」 政務局一九六〇年七月四日

*北送問題（抄）

一、状況及び諸与件

（ア）本件は過去十余年間の在日僑胞政策失

敗の累積から来る結果として、問題の所在を北送の現象に求めるのではなく、その原因に求めるのであり、当面对症療法以外に根本的長期的対策が必要だ。

(イ) 北送に関する諸原則に対する論争や対国赤工作の実効性は希薄だと言いつかない。

(ウ) 現在登録した北送希望者数は約一万余内外と報道されていて、今後の希望者数予測に対して日本外務省側は一〇万ないし一四万と見ているが、中立的な観測者(米国側)は七万ないし一〇万になるだろうと言う。

二、目標

ア、在日僑胞の保護善導

イ、北送希望者数の減少

ウ、北送協定延長の阻止ないし短期化

エ、在日僑胞の地位保障及び帰国者優待

三、方法

ア、北送阻止費残額(二七万弗)のほとんどを、一または二個の最も実効的な大企業のために使用するようにし、同時にその実質的効果を期し、

イ、民団内の腐敗要素を肅清して過去の弊習を一掃する。このためにその人事を掌握して、民団の人件費等主要経常費及び事業費を補助し、在日僑胞の思想善導及び福祉向上に関する諸施策を行う。

日韓会談が妥結し、日本と韓国との間に国交が結ばれて四二年が経つ。国と国との賠償請求権問題については連載第二回で紹介した

が、個人の請求権はどうなのか。各地の戦後補償裁判では、金科玉条のように『完全に、そして最終的に解決された』という判決がくり返されている。では個人請求権の問題がどのように話し合われたのか、ここに紹介する。

「第五次韓日会談 予備会談一般請求権小委員会会議録第一一三次、一九六〇—六一」(登録番号 七一八)

三七二頁 一般請求権小委員会第一三次会議一九六一、五、一〇、午前一〇時三〇分—二時三〇分—一二時三〇分 日本外務省会議室、出席者 韓国側 李相徳、李天祥、文哲淳代表、鄭一永、洪升熹、洪允燮、金正勲、李秀佑、日本側 吉田信邦、卜部敏男代表、櫻井芳雄、兼松武、玉置明男、前田利一、杉田昌久、小和田恒、本田、岩瀬多喜造、濱本、杉山千万樹、池辺健、久一

日本側 被徴用韓人未収金に対して調査した資料があるのか。
韓国側 SCAPの公文で大体は見当がついている。

日本側 資料があったら私たちが持っている資料と相互対照しよう。
韓国側 われわれは資料を持っているのではなく、一九五〇年SCAPから通報を貰った物がある。

日本側 一九四六年に申告させたというのが誤報なのか。

韓国側 申告させたことはない。日本側の資料を得たい。日本側には資料があるとSCAPの公文にもある。

日本側 被徴用者の未払金はどの程度調査できているのか。被徴用者の中には北鮮に行った人もいたりして、それがどうなったか事実を知ることができない。
韓国側 総額はわかるのか。

日本側 不十分ではあるが未払金関係は大体で調査して、供託させる等の方法を取っている。しかし地域的調査はできていない。
韓国側 軍人軍属関係も調査できているのか。

日本側 徴用者関係だけを調査した。しかし未払金の内一部は朝連から強硬な要求があつて、会社側で支払ったものもある。
韓国側 わかった。次に被徴用者補償金に入ろう。

日本側 被徴用者の中には、韓国内で徴用された者を含むのか。
韓国側 含まない。

日本側 戦争に因る被徴用者の被害とはどういうものか。
韓国側 前にも話したが生存者、負傷者、死亡者、行方不明者、そして軍人軍属を含む被徴用者全般に対して補償を要求するものだ。
日本側 補償とは国民徴用令第一二条によつ

て遺族扶助料、埋蔵料等を支払うことになっていて、工場においては工場法に軍人軍属においてもそのような援護規定があつたが、当時のそのようなベースによる補償を意味するのか。

韓国側
それとは違う。われわれは新しい基礎の下に相当な補償を要求する。

日本側
新しい基礎とはどういうものか。

韓国側
他の国民を強制的に動員することで負わせた、被徴用者の精神的、肉体的苦痛に対する補償を意味する。

日本側
色々問題があるが、徴用される時には一旦日本人として徴用されたので、

当時の援護のようなもの、即ち日本人に支給したものと同じ援護を要求するのか。

韓国側
われわれは新しい立場で要求している。その当時日本人として徴用されたと言うが、われわれはそのように

考えない。日本人は日本のために働くだらうが、われわれは強制的に動員された。この点、思考方式を直して欲しい。

日本側
被害者個人に対して補償してくれというのか。

韓国側
われわれは国として請求する。個人

に対しては国内で措置する。
日本側
わが側としてもこのような人たち、

そしてその遺族に対して相当程度援

護措置をしていて、韓国人被害者に対しても可能な限り措置しようと思うが、韓国側で具体的な調査をする用意があるのか。

韓国側

この会議とは直接的な関係がないと思う。被害者に対する補償はわが国内で措置する性質のものだと考える。

日本側

この小委員会は事実関係と法律関係を確認するところにある。韓国が新しい基礎の上に考慮するというのは理解できるが、個人ベースでないというのには理解できない。元来正式な手続きを踏んでいたら支払えたと思う。わが側としては現在でも未払金を支払う用意があるということ、前の会談でも言及したことがある。要はわれわれの立場は未払金が、本人の手に入らなければならないと見る。

韓国側

未払金はわかったが、補償金においては日本人死亡者、負傷者に対して、も相当に補償しているが、その上他の国民を強制で徴用して精神的、肉体的に苦痛を与えたことに対して、相当な補償をしなければならぬのではないのか。

日本側

徴用当時は外国人ではなく、終戦後外国人になった。
韓国側
その当時日本人だったと言うが、も

日本側

う少し事実関係を正確にすれば理解が行くだろう。日本ではどのように動員されたのか知らないが、韓国では道行く人を捕まえてトラックに乗せて炭鉱に送った。カイロ宣言やポツダム宣言にも表明されているように日本は韓国人を奴隷扱いしたのだが、その当時日本人だったというのは事実を隠蔽するものだ。

韓国側

とても痛々しいことだったし当然援護しなければならぬと思うが、その家族が外地にいたら援護できない。このような人たちの名簿を明確にしたら早く解決できると思うが、明確にできないか。

日本側

韓国側

若干の資料があるが不完全だ。われわれもその点整理させて不完全だが、相互対照したら明確になると思う。日本の援護法を援用して個人ベースで支払えば確実になると思う。日本側としては責任を感じるし、被害を受けた人に対して何ら措置もできず申し訳なく思い、特に負傷者、行方不明者、死亡者や、その家族に対して措置できないのに対して遺憾に思っている。
韓国側
同じ話だが、それをわれわれは国内措置としてわれわれの手で支給する。日本側で支給する必要はないのではないか。

日本側

徴用者の内には負傷者もいて死亡者もいて、また負傷者の内にもその原因とか程度があるが、このような事実を全然知らずに、隠して置いてお金を支払う分けには行かないではないか。日韓間に国民的感情があるとしたらこのような問題だろうし、相互国民の理解を促進させ国民感情を宥和させるためには、個人ベースで支払うのが良いと思う。

韓国側

補償金の支払い方法の問題なのだが、われわれはわが国の国内問題として措置する考えで、この問題は人員数とか金額の問題があるが、とにかくその支払いはわが政府の手です。

日本側

人員数、金額、被害程度は具体的にしなければならぬと考え、韓国側でもそのような意味で請求していると考え、個人の権利として具体的な申告を受けて支払うのが妥当ではないか。

韓国側

その点もう少し討議をすれば理解が行くと思うし、われわれも何の資料もなく請求するのではない。

日本側

一九五二年五月二三日のAIDEMEMOIREによれば韓国側は名簿を提示するとあったが、名簿を提示できるか。

韓国側

名簿は不完全だ。その後調査をしなかつたが、必要な場合には調査する。

日本側

最終問題としては家族の居住地等、具体的な問題を正確にしなければならぬので、請求権の権利に対する義務として当然個別的具体的にしなければならぬと考える。

韓国側

補償する必要は認めるが具体的な事実を明確にしようという趣旨なのか。補償の余否は上部で決定する問題だが、われわれとしてはその方法があれば方法を考えなければならぬし、方法としてはやはり個別的に解決しなければならぬと考える。

日本側

韓国側

実際において調査が困難で、特に軍人軍属に関しては日本側がすべての記録を焼却したのではないか。しかし軍人軍属または労務者が多数徴用されたのだけは事実であり、疑う余地がない。このような数は色々な資料によって調査したが、名簿はない。

日本側

不完全ではあるが双方の資料を相互対照すれば、人員数が確定され、金額も自然算出できるではないか。

韓国側

多くの人が死亡または行方不明になったのが事実であり、また生存者も精神的、肉体的苦痛を受けたので補償をしなければならぬのではないのか。人員数は申告させる方法もあるが、その外の方法でも確認できると思う。

日本側

韓国でそういうものを調査し、補償

したことはないのか。
韓国側 まだしていない。

「第六次韓日会談請求権委員会会議録、第一一二次、一九六一、一〇、二七―六二、三、六」

(登録番号 七五〇)

二七六頁 一般請求権小委員会被徴用者関係第三次専門委員会 一九六二年二月二二日午後三時―四時 日本外務省会議室二三五号、出席者 韓国側 李相徳、洪允燮、呉彩基、日本側 卜部敏男、清水、永田(労働省)、櫻井芳雄、杉田昌久、岩瀬多喜造、笹田(大蔵省)、森田、杉山千万樹、渡辺幸治、住川、藤田、堀(外務省)

日本側…今日は被徴用労務者関係を討議するようしたらどうか。

韓国側…よい。

日本側…それならわが側から韓国人労務者に関して表を準備したが(別添集団移入朝鮮人労務者数)、韓国側では被徴用労務者となつているのに表題を「集団移入朝鮮人労務者」としたのは、日本に來た韓国人労務者は国民徴用令に依つて徴用された者の他に、自由募集、官斡旋に依つて來た者もいるからだ。集団的に移入した韓国人労務者に関しては、当時各職場でその名簿を作成していたし、その名簿には死亡、負傷、職場離脱等に関

する記録が記入されていた。そしてそれに関する資料は各府県を通じて中央に集計されたので、終戦当時の統計もある。しかし中央では各府県から送られて来る統計を集計するの過ぎなかったもので、個人別名簿はない。個人別名簿は厚生省で昭和二年六月に各府県を通じて収集されたことがあるが、一七県分が収集され現在労働省で保管していて、一七県以外分は照会中にある。そして集団移入韓国人労働者に関しては厚生省の他に、内務省警務局でも関係統計を集計していた。一九三九年九月以後終戦まで集団的に日本に来た韓国人労働者総数は六六万七千八百四名であり、この数字は真実に近い数字だ。しかしこの数は一九三九年以後の総累計であり、その間契約期間の満了で帰還した者、職場離脱者等がいて、終戦当時の就労者数は厚生省統計に依ると、表に記載されているように三二万二千八百九十名だ。そして集団移入の種類は自由募集が一四八、五四九名、官斡旋が約三二万名、国民徴用令に依って徴用された者が約二〇万名だ。表の四は内務省統計だが、厚生省統計では集団移入者の内、終戦時の数を除いた差三四万余名の内容が明確でないが、内務省にはそれ

を調査した統計があるので、その統計を参考に掲載した。これに依るとその数は厚生省統計と若干の差はあるが、契約期間満了帰還者が五万二〇〇〇名、不良送還者が約一万六〇〇〇名、職場離脱者が二二万六〇〇〇名で合計三二万八〇〇〇名だ。そして表の復帰者は職場を離脱したが再び職場に帰って来た者（この数は減耗数に含まれていない）、その他は死亡したり病気で韓国に帰還した者たちだ。

韓国側…終戦時の現在数三二万二千八百九十名は
日本側…資料に依るもので、それがどうい
よう方式で調査したのか。

韓国側…徴用は一九四五年四月頃までとなっ
ているが、その後はどうなったのか。

日本側…韓国内の訓練所には相当な人員がい
たと聞いているが、その当時は日本
本土の空襲、関釜連絡船の途絶等で
一九四五年四月以後は日本来港が殆
んどなかった。

韓国側…韓国に帰還した者がいると言うが、
関釜連絡船の途絶で韓国には帰還で
きなかつたのではないか。

日本側…関釜連絡船は一九四五年三月頃に途
絶して、ここの帰還者数は一九三九
年以後の累計だ。

韓国側…職場離脱者が相当に出て、その内所

在不明者が大部分だが、所在不明者
とは何なのか。

日本側…大部分が逃亡者だが、所在不明者と
表示した。

韓国側…当時関釜連絡船では刑事が来往する
韓国人をいちいち調査したので韓国
に帰って来られなかったし、したが
って万一職場を離脱した者がいたな
ら日本にいたと見るしかないのに、
警察の調査がひどく食糧も配給だっ
た当時に、日本に隠れていられただ
ろうか。

日本側…総数としては二〇余万名になるが、
これら労働者は各地方に分散されて
いたので、地方別に見ればそれ程多
い数ではない。

韓国側…職場別韓国人労働者数は分かるのか。

日本側…一七県分に関しては分かる。韓国側
は労働者数の内、死亡者が一万二〇
〇〇名にもなると言うが、その根拠
は何なのか。

韓国側…一九四六年に調査した数字だ。

日本側…昭和一七年一二月末までは名簿があ
るので死亡者数を正確に知ることが
できるが、一万二〇〇〇名まではな
らないと見て、今その内容を調査し
ている。韓国側では死亡者を調査し
たと言ったが、どんな方式で調査し
たのか。

韓国側…行政官庁を通じて調査した。

集団移入朝鮮人労務者数

1. 総数 667,844
2. 終戦時現在数 322,890
3. 集団移入の種類

種類	期間	人員
総数	1939年9月-1945年4月頃	667,844
自由募集	1939年9月-1942年2月	148,549
官幹旋	1942年2月-1944年8月	約32万
国民徴用	1944年9月-1945年4月頃	約20万

4. 昭和20年3月末移入労務者現在員数

移入者数	604,429
減耗数	328,567
掃蕩了帰郷者	52,108
不良送還者	15,801
職場離脱者	226,497
内訳	
(所在不明者)	209,750
(発見送還者)	4,131
(復帰者)	(12,226)
(その他)	46,306
現在員数	288,488

日本側…軍人軍属と重複していないか。
 韓国側…労務者だけを調査したもので軍人軍属は入っていない。思想者(思想犯)関係は日本側で分からないか。
 日本側…名簿が各職場別にあるのでまだ良く分からない。
 韓国側…日本側の数字はもう少し検討してみるが、先ほども言及したように警察の調査とか食糧配給制等当時の実情

から見て、職場離脱者が二〇余万名という数字は理解し難い。
 日本側…終戦当時職場に残っていた韓国人労務者が三二万名ということはわれわれの常識になっている。
 韓国側…そもそも一つ指摘したいのは、日本側は戦時中動員した韓国人労務者を官幹旋、徴用等に区分しているが、官幹旋であれ徴用であれ当時韓国人労務者を日本に連れて行く方法とは

でも残酷だったということを知ってくれるように願う。
 日本側…行き過ぎた点があったかも知れないが、韓国人労務者だといってその当時特別に差別待遇したとは思わない。
 (イー・ヤンス/韓国語通訳・翻訳家、日韓会談文書・全面公開を求める会会員)